

## 議案第103号

### 損害賠償の和解について

平成18年4月19日に市内小学校グラウンドで発生した遊具事故（当時、小学1年生）に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

### 記

#### 1 和解の相手方

住所

氏名

#### 2 和解の内容

- (1) 勝山市は、遊具事故発生時から相手方の保護者と協議を重ねてきたが合意には至らず、平成19年度末には治療費の一部を支払い、平成20年に損害賠償の額を定めるための訴えを提起した。平成21年11月の訴訟上の和解により和解金を支払っているが、「平成21年10月21日以降に生じた損害については、本和解の対象とはしていないことを確認するとともに、その新たに生じた損害については、今後、被告の成長とその状況に応じて、別途、原・被告間において協議するものとする。」として和解したことから、相手方は市に対し、平成21年10月21日以降に生じた損害に対し、令和3年度に損害賠償を求めたものである。
- (2) 勝山市は、相手方に対して、本件事故により将来異常が発生するのではないかと不安感を抱きながら過ごさざるを得なかったことについて、改めて謝意を表す。
- (3) 勝山市は、相手方に対し、「治療費」、「付添看護費」、「通院交通費」、「文書費用」、「通院慰謝料」として、合計1,430,510円を支払う義務があることを認める。
- (4) 勝山市は、本和解が成立後、令和4年3月31日までに、相手方の指定口座へ一括して支払う。
- (5) 相手方は、勝山市に対し、その余の請求を放棄し、今後、本件事故に関し、いかなる権利主張も金銭請求もしないことを約する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

損害賠償の和解をしたいため、この案を提出する。